

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		第一種動物取扱業の登録の取消、業務の全部もしくは一部停止命令
根拠条例・規則等名		動物の愛護及び管理に関する法律
条 項		動物の愛護及び管理に関する法律第 19 条
所 管 部 課		保健衛生局 保健部 動物愛護ふれあいセンター (電話：048-840-4150)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	「動物の愛護及び管理に関する法律に基づく処分に関する要領」に定められた基準
	設定等年月日	平成 18 年 6 月 1 日設定 令和 5 年 4 月 1 日最終改正
備 考		